

1 調査名称：（上野原市）都市計画道路見直し調査

2 調査主体：上野原市

3 調査圏域：上野原市都市圏

4 調査期間：令和4年度

5 調査概要：

上野原市の都市計画道路は、昭和28年の旧上野原町の時代に計画決定され、平成元年の中央自動車道 IC 開業に合わせ、昭和61年に都市計画道路の全体見直しを行ったが、実態として整備はなされず、現時点でほとんどが未整備となっている。そのため、市の現状に沿った都市計画道路へ見直し、不要な道路を整理することにより、今後の交通量や都市構造に対応した、効率的・効果的な道路整備を進める必要がある。

そこで、実現可能な計画変更や生活道路整備に向けた方針の検討を行う。

## I 調査概要

1 調査名称：（上野原市）都市計画道路見直し調査

2 報告書目次

上野原市都市計画道路網見直しに向けた整備方針検討業務委託 報告書

### 【上野原市都市計画道路見直し（案）】

1. 基本事項の整理
2. 都市計画道路の見直し
3. 見直し案

### 【生活道路整備方針検討】

- 第1章 業務概要
- 第2章 設計計画
- 第3章 現地踏査
- 第4章 生活道路整備方針検討

3 調査体制

(上野原市) 都市計画道路見直し調査 事務局  
(上野原市建設課都市計画担当)

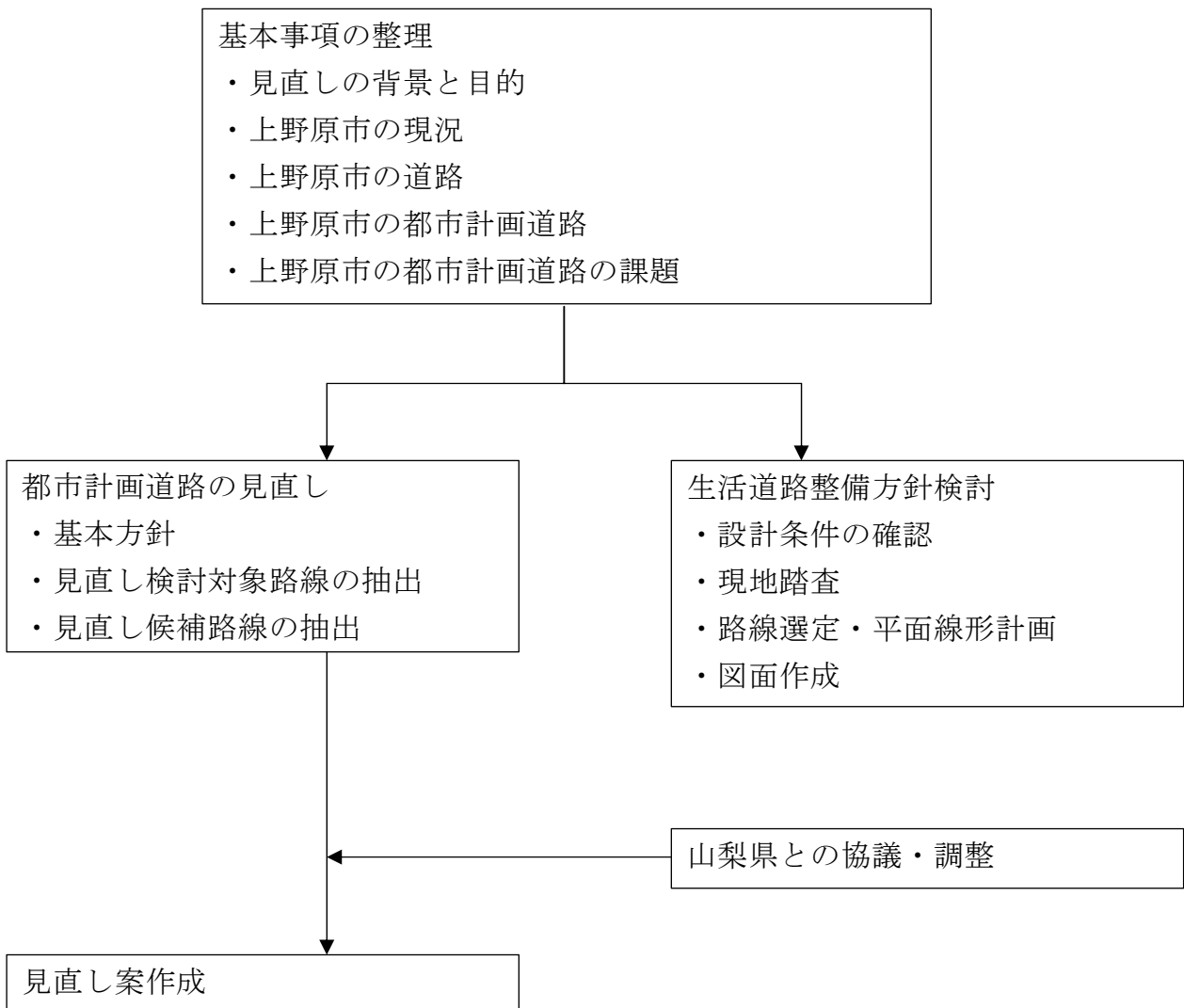
4 委員会名簿等：

## II 調査成果

### 1 調査目的

都市計画決定後、未着手となっている都市計画道路を見直し、不要な道路を整理することにより、都市構造の変化に対応した、効率的・効果的な道路整備を進めることを目的とする。

### 2 調査フロー





## 4 調査成果

## ○都市計画道路の見直し

## ■未整備区間の見直し素案（その1）

番号	路線名	見直し素案
3・4・1	南大通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東通り線東側の区間については、立地適正化計画の都市機能誘導区域の範囲を踏まえ廃止し、東通り線の交差点に道路の<u>始点を変更</u>する。</li> <li>・東通り線西側の区間については、道路の整備効果が期待できるが、早期の事業化が困難であることから現段階としては<u>保留</u>とし、都市計画道路の<u>指定を継続</u>する。</li> <li>・整備の必要性については、代替道路の整備などを踏まえ、将来再検討する。</li> </ul>
3・5・1	水路通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東大通り線東側の区間については、立地適正化計画の都市機能誘導区域の範囲を踏まえ廃止し、東通り線の交差点に道路の<u>始点を変更</u>する。</li> <li>・東通り線西側の区間については、道路の整備効果が期待できるが、早期の事業化が困難であることから現段階としては<u>保留</u>とし、都市計画道路の<u>指定を継続</u>する。</li> <li>・整備の必要性については、代替道路の整備などを踏まえ、将来再検討する。</li> </ul>
3・5・2	北通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西通り線より東側の区間については、風致地区に接していることから現状の環境を保全するため廃止し、西通り線の交差点に道路の<u>始点を変更</u>する。</li> <li>・西通り線より西側の区間については、市立病院等のアクセス路として、都市計画道路の<u>指定を継続</u>する。</li> </ul>
3・5・3	中央通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野原駅や中央自動車道上野原ICと市街地を結ぶ路線であり、整備効果が高いが、早期の事業化が困難であることから、現段階としては<u>保留</u>とし、都市計画道路の<u>指定を継続</u>する。</li> </ul>
3・5・4	東通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域ネットワークを形成する主要な幹線道路で、上野原駅や中央自動車道上野原ICと市街地を結ぶ路線であり、整備効果が高いため、都市計画道路の<u>指定を継続</u>する。</li> <li>・本通り線（国道20号）より北側の区間は、北通り線を廃止する方向であることから廃止し、本通り線の交差点に道路の<u>始点を変更</u>する。</li> </ul>
3・5・5	りんどう通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所東側の区間は整備済となっており、国道20号と主要地方道上野原あきる野線を結ぶ交通機能を担っており、市の主要な都市軸として重要性が高いことから、都市計画道路の<u>指定を継続</u>する。</li> </ul>

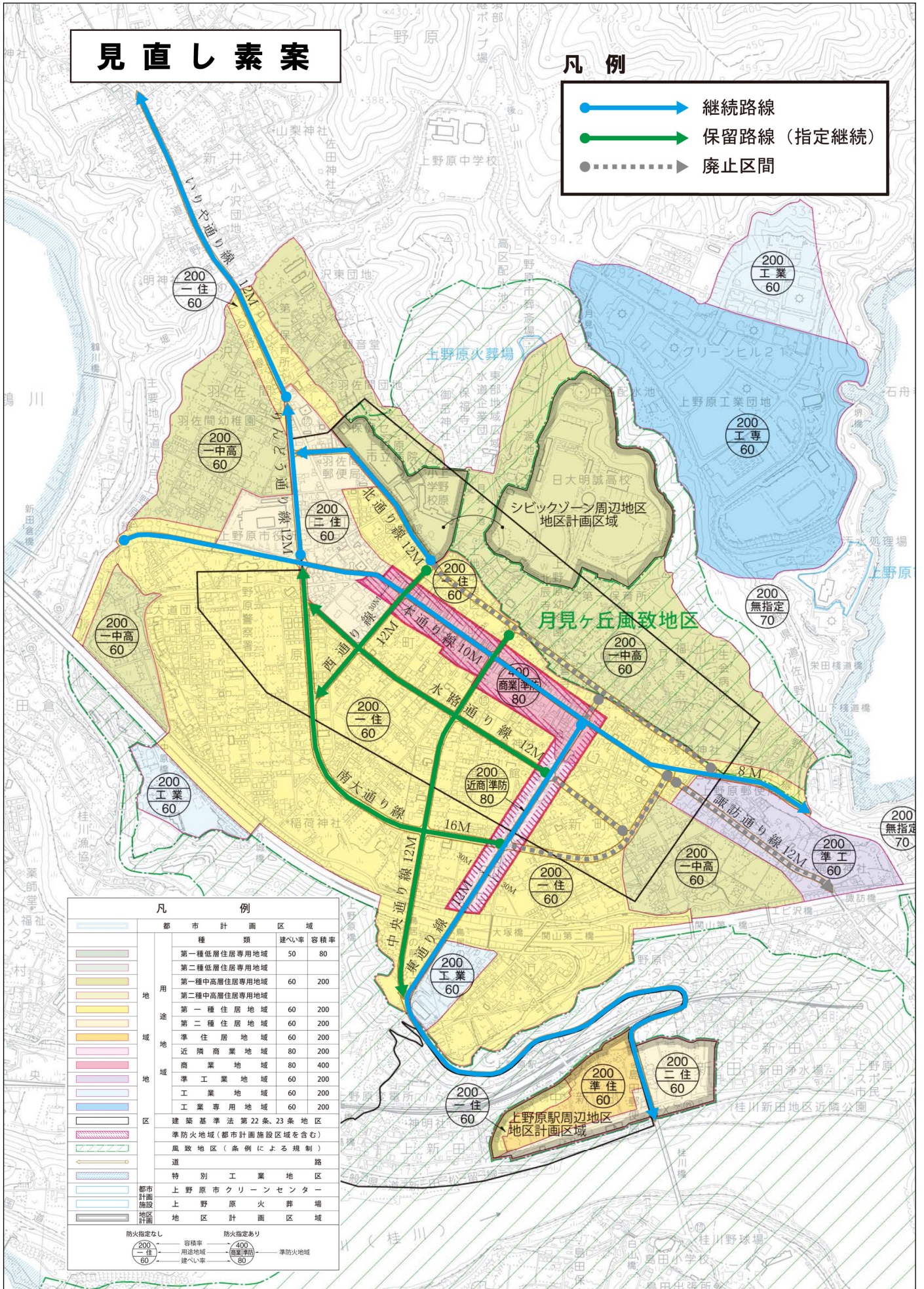
■未整備区間の見直し素案（その2）

番号	路線名	見直し素案
3・5・6	いりや通り線	・市街地と西原・桐原地区を結ぶ主要な幹線通りであり整備効果が高いことから、都市計画道路の <u>指定を継続</u> する。
3・5・7	諏訪通り線	・沿道は都市機能誘導区域から外れており、また神奈川県方面との交通量は多くなく、現道でも渋滞は発生していない。整備効果が小さく、県が行った検討でも廃止の判定が出ていることから、都市計画道路の <u>指定を廃止</u> する。
3・5・8	西通り線	・道路整備により歩行者空間の確保などの効果が期待できるが、早期の事業化が困難であることから、現段階としては <u>保留</u> とし、都市計画道路の <u>指定を継続</u> する。
3・5・9	本通り線	・主要な幹線道路で交通量も多く、まちづくりや市街地形成上も整備効果が高いが、沿道の状況や住民合意形成の必要性から早期の整備は困難な状況である。まずは交差点改良から進めていくものとし、都市計画道路の <u>指定を継続</u> する。

# 見直し素案

## 凡例

- 継続路線
- 保留路線（指定継続）
- .....▶ 廃止区間



凡例	
	都市計画区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	建築基準法第22条、23条地区
	準防火地域（都市計画施設区域を含む）
	風致地区（条例による規制）
	特別工業地区
	上野原市クリーンセンター
	上野原火葬場
	地区計画区域
	防火指定なし
	防火指定あり
	容積率 60
	容積率 80
	商業準防 80
	準防火地域



## ○生活道路整備方針

### 【①市道北裏線(西側)】

- \* 路線長：約 232m
- \* 歩道：上野原小学校側のみの歩道設置とする。(上野原市立病院までの改良済区間は両側歩道)
- \* 曲線半径：R=160m、R=165m。
- \* 拡幅：なし。
- \* 最大用地影響幅：現道より左側約 7.5m、右側約 6.5m。

### 【①市道北裏線(東側)】

- \* 路線長：約 243m
- \* 歩道：他路線との歩道動線を考慮して右側への設置とする。
- \* 曲線半径：R=160m。
- \* 拡幅：なし。
- \* 最大用地影響幅：現道より左側約 6.0m、右側約 14.0m。

### 【②市道南裏線】

- \* 路線長：約 782m
- \* 歩道：既設歩道と同様に右側への設置とする。
- \* 曲線半径：R=30m、R=90、R=350m、R=900m、R=950m。
- \* 拡幅：R=90m 区間は拡幅 0.25m。その他はなし。
- \* 最大用地影響幅：現道より左側約 1.5m、右側約 8.5m。
- \* 留意事項：R=30m 区間は現道取付部であり、県道向い側の市道との動線を考慮すると曲線長および拡幅が規定値外となる。今後、詳細に計画を進めていく上での留意事項とする。

### 【③市道中央通り線】

- \* 路線長：約 595m
- \* 歩道：他路線との歩道動線を考慮して右側への設置とする。
- \* 曲線半径：R=160m、R=250m。
- \* 拡幅：なし。
- \* 最大用地影響幅：現道より左側約 4.5m、右側約 3.0m。

### 【④市道本町新田倉線】

- \* 路線長：約 414m
- \* 歩道：他路線との歩道動線を考慮して左側への設置とする。
- \* 曲線半径：R=70m、R=450m。
- \* 拡幅：R=70m 区間は拡幅 0.50m。その他はなし。
- \* 最大用地影響幅：現道より左側約 5.5m。

### 【⑤市道本町奈須部丸畑線】

- \* 路線長：約 151m
- \* 歩道：両側歩道設置とする。
- \* 曲線半径：R=125m、R=160m。
- \* 拡幅：R=125m 区間は拡幅 0.25m。その他はなし。

\*最大用地影響幅：現道より左側約 2.5m、右側約 6.0m。

【⑥市道本町巖線】

\*路線長：約 156m

\*歩道：両側歩道設置とする。

\*曲線半径：R=600m

\*拡幅：なし。

\*最大用地影響幅：現道より左側約 4.5m、右側約 4.0m。

【⑦市道中央道北線】

\*路線長：約 1000m

\*歩道：他路線との歩道動線を考慮して左側への設置とする。右側は中央道。

\*曲線半径：R=160m、R=250m、R=470m、R=500m、R=650m、R=800m。

\*拡幅：なし。

\*最大用地影響幅：現道より左側約 16.5m。

\*留意事項：終点は高圧電線鉄塔の手前とした。

【⑧市道文教線】

\*路線長：約 92m

\*歩道：他路線との歩道動線を考慮して左側への設置とする。

\*曲線半径：R=100m。

\*拡幅：0.25m。

\*最大用地影響幅：現道より左側約 3.0m。

【⑨市道田町寺畑線】

\*路線長：約 195m

\*歩道：他路線との歩道動線を考慮して左側への設置とする。

\*曲線半径：R=90m、R=130m。

\*拡幅：0.25m。

\*最大用地影響幅：現道より右側約 6.0m。

【⑩市道桐ノ木線】

\*路線長：約 257m

\*歩道：他路線との歩道動線を考慮して左側への設置とする。

\*曲線半径：R=90m。

\*拡幅：0.25m。

\*最大用地影響幅：現道より左側約 5.0m。

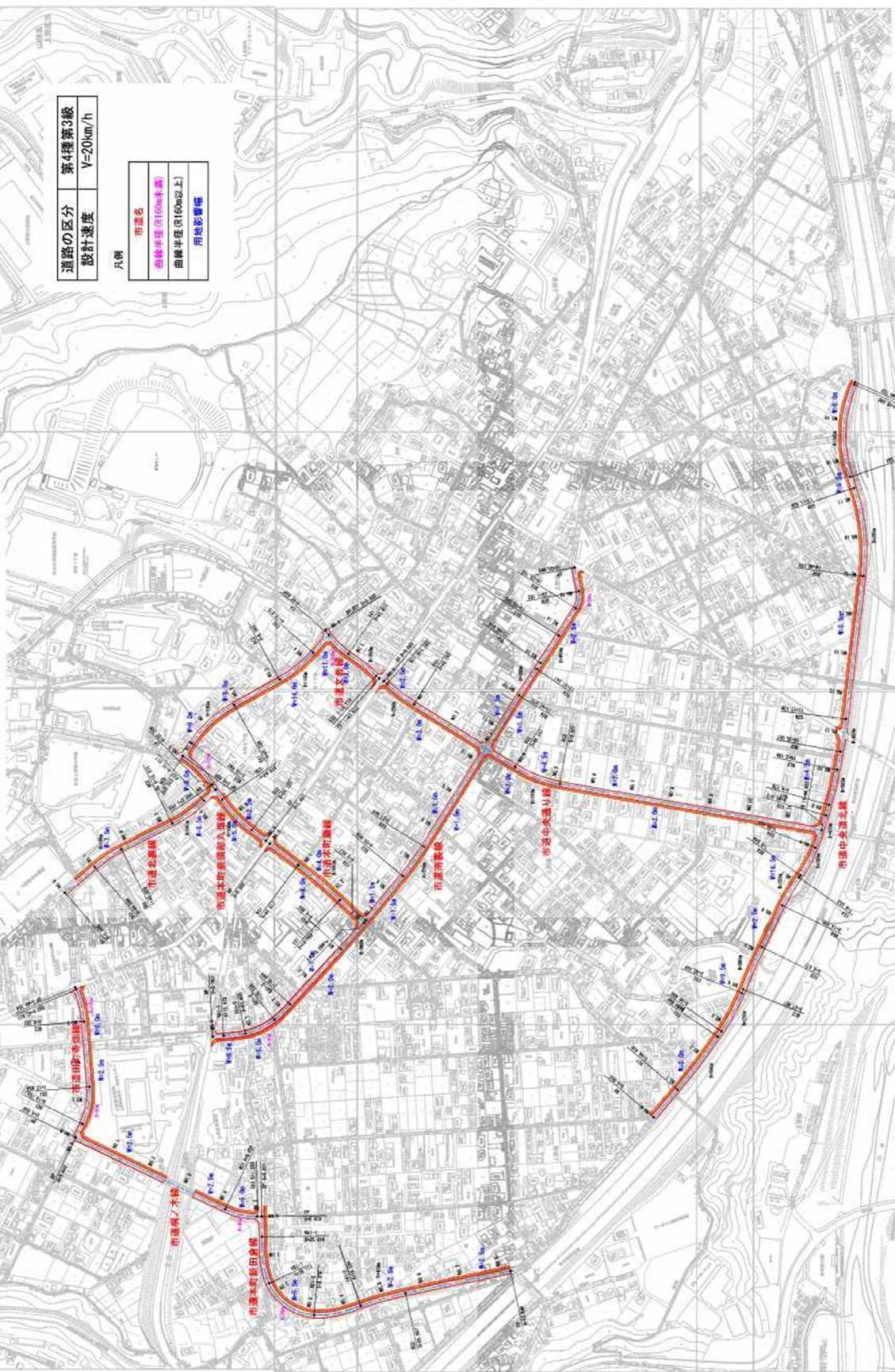
生活道路 計画平面図  
概略計画

S=1:2,500(A1)  
S=1:5,000(A2)

道路の区分 第4種第3級  
設計速度 V=20km/h

凡例

道路名
白線半径(100m未満)
曲線半径(100m以上)
用地影響線



工事名	上野原町生活道路計画概略計画に 関する生活道路計画概略		
図名	生活道路 計画平面図	作成年月	令和3年1月
図尺	S=1:2,500(A1) S=1:5,000(A2)	図番	1
会社名	株式会社フレイズ		
備考	上野原町役所		

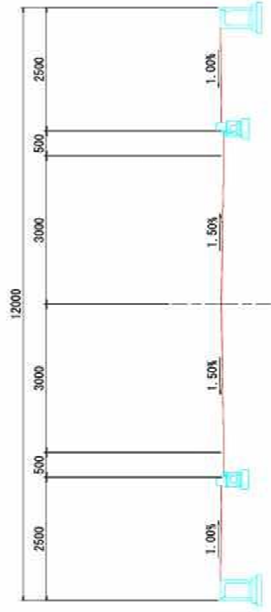
図面番号: 1/2,500 (A1)

# 標準断面図

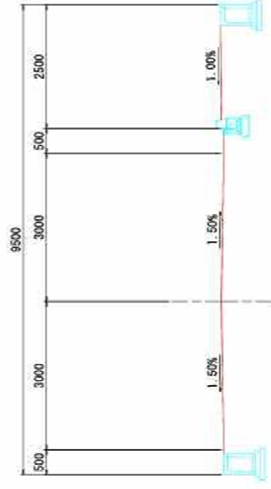
表 1.10.04  
表 1.10.05

道路の区分	第4種第3級
設計速度	V=20km/h

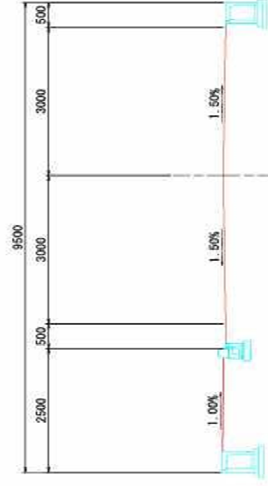
標準断面図①  
両側歩道



標準断面図②  
右側歩道



標準断面図③  
左側歩道



工 務 名	上野新町駅前道路拡幅改良工事に 関した設計資料編成業務		
図 号	標準断面図		
作成年月日	令和3年2月	図 番 号	2
機 関	㈱IIBO(株)	機 関 名	株式会社IIBO
機 関 名	株式会社IIBO		
機 関 名	上野新町駅前		